

第7期泉南市障害福祉計画 第3期泉南市障害児福祉計画

令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度)

概要版



自分らしさを大切に！ ともに生きよう 明るい未来
安心して暮らせるまち せんなん

令和6年(2024年)3月

泉南市

1 計画について

- 泉南市では、幅広い分野の障害福祉施策の基本的方向性を示す「障害者計画」と、障害のある人の地域生活の支援体制の整備に係る目標及びその確保策を定める「障害福祉計画・障害児福祉計画」をそれぞれ策定し、障害福祉施策の推進及び障害福祉サービス等の充実を図っています。
- 「第7期泉南市障害福祉計画」は、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画、「第3期泉南市障害児福祉計画」は、児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画で、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間を計画期間とします。
- 計画は、本市の障害福祉施策の基本方向を示す計画である「第5次泉南市障害者計画」で掲げている基本理念、施策の基本目標などの実現に向けて、障害福祉サービス等の提供及び提供体制の整備推進に努めていくこととします。

【基本理念】

自分らしさを大切に！ ともに生きよう 明るい未来
安心して暮らせるまち せんなん

【基本目標】

(1) 共生に向けた啓発の充実

障害のある人をはじめとするすべての人が互いの個性を尊重し、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、障害や障害のある人への理解を促進するための多様な交流活動を進めるとともに、啓発・広報や福祉教育の充実を図ります。

また、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる社会に向けて、障害のある人や高齢者、子どもの居場所づくりなど、総合的な支援ができる体制を構築していきます。

(2) 自立と社会参加の促進

障害のある人、一人ひとりが社会の一員として主体性を発揮できるよう、障害の状況や適性、意向を踏まえて、一人ひとりの子どもの可能性を引き出す教育・療育体制の充実や、多様な形態の就労の場の確保・拡大に努め、療育から教育、就労へと、それぞれのライフステージをつなぐ途切れのない支援を行います。

また、スポーツや文化活動など、障害のある人が自ら関心のあるあらゆる活動に積極的に参加し、楽しく、充実した時間を過ごすことができるよう、社会参加の促進に努めます。

(3) 身近な地域で暮らすための支援の充実

障害のある人が身近な地域で安心して生活することができるよう、保健・医療・福祉、その他関係分野の連携のもと、生活支援施策及び地域移行支援の充実を図ります。

また、サービス利用をはじめ、障害のある人の自己選択や自己決定を支援するため、権利擁護を推進するとともに、制度情報の提供や相談支援にあたっては、障害特性に配慮した提供等による環境整備に取り組み、情報アクセシビリティ（情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通）の向上を図ります。

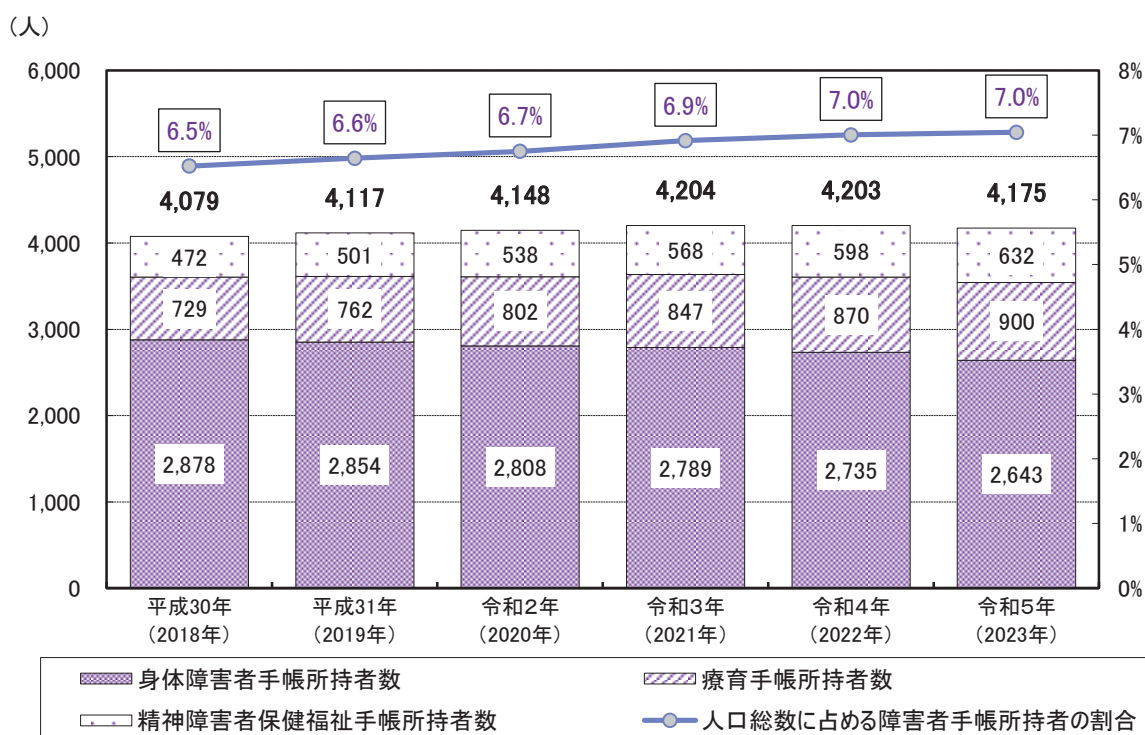
(4) 安全・安心に暮らせるまちづくりの推進

安全・安心に暮らせるまちの実現に向けて、身近な地域での支え合い・助け合い活動を活性化させていくとともに、災害や犯罪の心配のないまちづくりの推進、生活空間のバリアフリー化などを進め、障害の有無や年齢などにかかわらず、誰もが住みやすい環境を整備します。

2 泉南市における現状と課題

○障害のある人のうち、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人の総数は、令和5年(2023年)3月末現在で4,175人（重複所持者を含む）、人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は7.0%となっています。

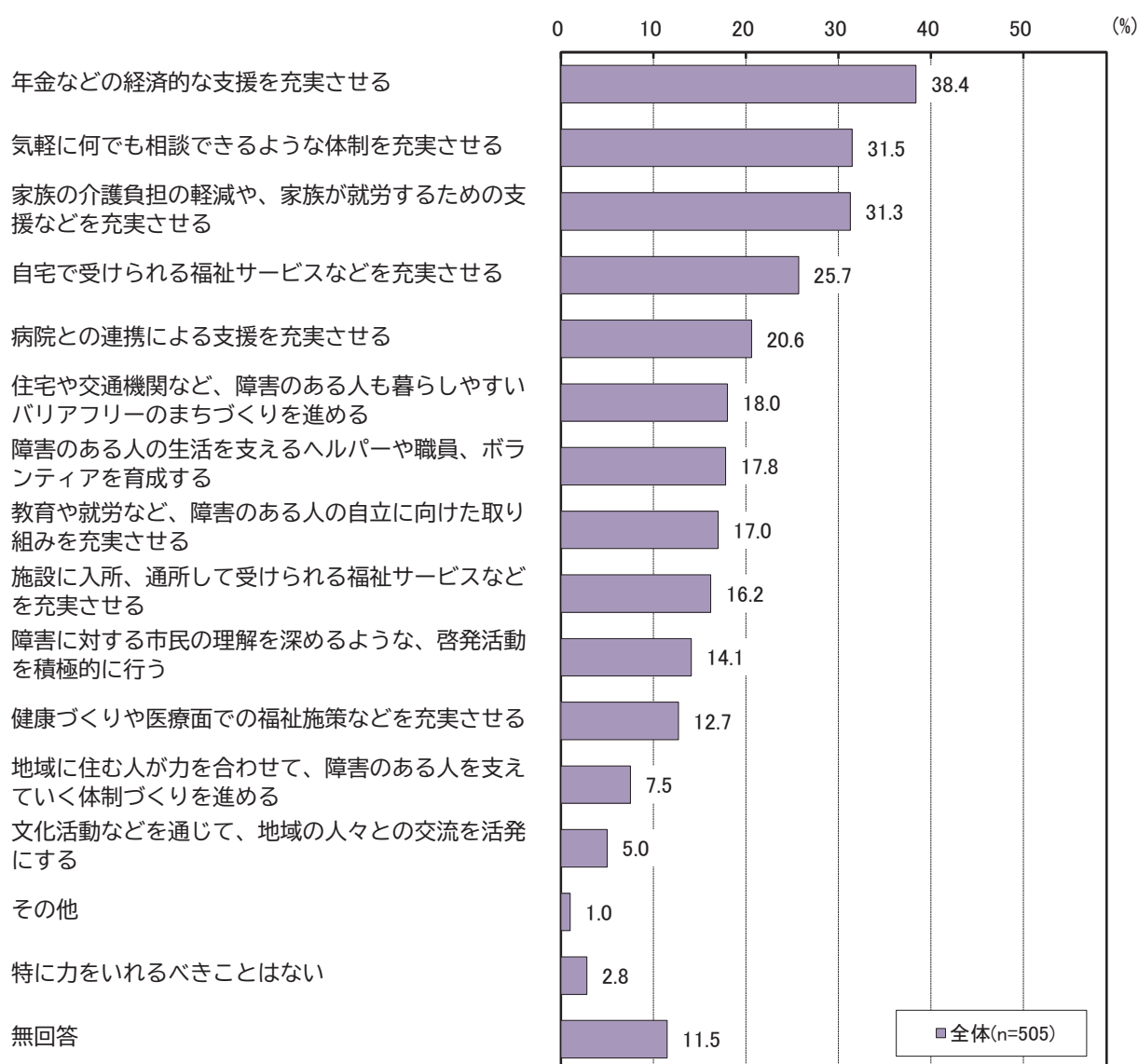
■各障害者手帳所持者数の推移



※各年3月末現在

○障害のある人を対象にアンケート調査を行った結果では、障害のある人が暮らしやすいまちづくりを進めるために必要な配慮として、「年金などの経済的な支援を充実させる」と答える人が最も多く、次いで「気軽に何でも相談できるような体制を充実させる」、「家族の介護負担の軽減や、家族が就労するための支援などを充実させる」、「自宅で受けられる福祉サービスなどを充実させる」、「病院との連携による支援を充実させる」がなどの順となっています。

■アンケート結果【暮らしやすいまちづくりを進めるために必要な配慮】



○福祉サービスを利用して何か不満に思うことを尋ねた結果、何らかの内容でサービスを利用するときに困ることがあるという人は半数を占め、主な内容では「どの事業者が良いのかわからない」、「どんなサービスがあるのか知らない」、「サービスの支給量が少ない、支給期間が短い」などとなっています。

○国・大阪府・社会の動向、本市における状況、市民の意識等から本計画における課題については、次のような内容が考えられます。

- 重度障害のある人の利用にも対応した訪問系サービスや日中活動系サービス、短期入所、共同生活援助（グループホーム）など、日中・夜間それぞれの生活支援体制を充実し、地域の受け皿づくりをより一層進めていくことが必要です。
- 一般事業所等への理解促進等を通じて多様な働き方ができる仕事づくりを進めるとともに、一般就労した障害のある人の就労後の職場でのサポートや評価、職場とのミスマッチの解消などを図り、就労定着、離職の防止に取り組むことが必要です。従来からの課題である就労継続支援（B型）の工賃向上に向けた一層の取り組みが必要です。
- 福祉、医療、教育等の関係機関と連携し、障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図るとともに、障害児通所支援サービスや相談機能の充実など、重層的な支援体制の整備が必要です。

3 成果目標と主な活動指標

(1) 障害福祉計画の成果目標

項目		令和8年度 (2026年度)目標
福祉施設の入所者の地域生活への移行	地域生活への移行者数（入所施設からグループホーム、一般住宅等へ移行する人の数）	3人
	削減数	1人
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神病床の1年以上入院患者数	179人(府設定)
地域生活支援の充実	地域生活支援拠点等の確保	1拠点（面的整備）
	効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	構築
	地域生活支援拠点等における支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討の実施回数	年1回以上
	強度行動障害を有する者に関する支援ニーズの把握と支援体制の整備	支援ニーズの把握 支援体制の整備
福祉施設から一般就労への移行等	年間一般就労移行者数（全体）	18人
	年間一般就労移行者数（就労移行支援）	6人
	年間一般就労移行者数（就労継続支援A型）	3人
	年間一般就労移行者数（就労継続支援B型）	9人
	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	6割
	就労定着支援事業の利用者数	9人
	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合	2.5割
	就労継続支援（B型）事業所における平均工賃額	20,000円

項 目		令和8年度 (2026年度)目標
相談支援体制の充実・強化等	基幹相談支援センターの設置	設置済
	基幹相談支援センターにおける地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	体制の確保
	地域自立支援協議会における体制の確保	体制の確保
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築	サービスの質を向上させるための体制の構築	体制の構築
	報酬請求エラーの多い項目についての注意喚起	実施
	報酬の審査体制の強化等	実施
	指導権限を有する者との協力連携	実施
	適正な指導監査等	実施

- 地域移行が可能な障害者支援施設入所者や精神科病院入院患者の状況や意向の把握、地域移行への意欲向上に努めます。また、重度の障害のある人、強度行動障害のある人など様々な人が入居できるグループホームの整備を促進します。
- 地域生活支援拠点については、市全体で障害のある人の生活を支える体制を整備し、機能の強化に努めていきます。
- 企業等への障害者雇用に対する研修会の開催や、大阪府が実施する事業の周知など理解促進に努めます。また、就労支援サービス事業所等の物品・サービスの販売の拡大等について、自立支援協議会などととも検討します。
- 令和7年度(2025年度)に基幹相談支援センターを設置し、計画相談支援事業所などだけでは解決が困難な課題が発生した場合に専門的な指導や助言を行います。
- 発達障害のある人が可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう支援体制の確保に努めます。

(2) 障害児福祉計画の成果目標

項 目		令和8年度 (2026年度)目標
重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・インクルージョンの推進	重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置	設置済
	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	体制の構築
	障害児支援の地域社会への参加・包容のための関係機関の協議の場の設置	設置済
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	児童発達支援 1か所 放課後等デイサービス 1か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置	医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	設置済 福祉関係 2名 医療関係 1名

- 障害や発達に課題のある子どもが地域で安心して成長できるよう、児童発達支援センターを拠点として、重層的な地域支援体制の構築に取り組みます。
- 主に重症心身障害児を支援する事業所については、今後も支援体制の継続に向け、状況把握に努めます。また、医療的ケア児等コーディネーターの配置に努めるなど、総合的かつ包括的な支援体制の構築を図ります。

主な障害福祉サービス等の見込量

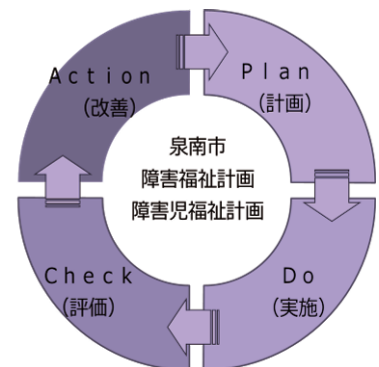
○障害福祉サービスの計画値については、基本的に各サービスの障害種別ごとに、近年の利用状況を踏まえて、計画期間における需要量を見込んでいます。

サービス	単位	令和4年度 (2022年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
居宅介護	人/月	185人	203人	211人	217人
	時間/月	2,704時間	2,946時間	3,029時間	3,090時間
重度訪問介護	人/月	9人	9人	9人	9人
	時間/月	923時間	995時間	995時間	995時間
同行援護	人/月	17人	18人	18人	18人
	時間/月	505時間	536時間	536時間	536時間
行動援護	人/月	17人	20人	22人	22人
	時間/月	588時間	697時間	755時間	755時間
短期入所（ショートステイ）	人/月	12人	17人	20人	22人
	人日/月	61人日	133人日	158人日	179人日
生活介護	人/月	166人	172人	175人	177人
	人日/月	3,129人日	3,351人日	3,409人日	3,448人日
療養介護	人/月	5人	5人	6人	6人
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	人/月	9人	7人	7人	8人
	人日/月	119人日	129人日	129人日	142人日
就労選択支援	人/月	－	－	0人	0人
就労移行支援	人/月	21人	31人	37人	42人
	人日/月	377人日	555人日	663人日	755人日
就労継続支援（A型）	人/月	44人	61人	70人	79人
	人日/月	812人日	1,233人日	1,415人日	1,596人日
就労継続支援（B型）	人/月	250人	281人	298人	315人
	人日/月	4,331人日	5,002人日	5,297人日	5,592人日
就労定着支援	人/月	4人	5人	7人	9人
共同生活援助（グループホーム）	人/月	132人	145人	152人	159人
施設入所支援	人/月	37人	35人	35人	34人
自立生活援助	人/月	0人	1人	1人	1人
計画相談支援	人/月	93人	102人	107人	112人
地域移行支援	人/月	0人	1人	1人	1人
地域定着支援	人/月	0人	1人	1人	1人
手話通訳者派遣事業	時間/年	285時間	292時間	299時間	306時間
移動支援事業	人/年	172人	175人	178人	181人
	時間/年	14,850時間	17,744時間	18,058時間	18,372時間
地域活動支援センター事業	人/年	41人	45人	45人	45人
児童発達支援	人/月	85	86	87	87
	人日/月	809人日	935人日	946人日	946人日
放課後等デイサービス	人/月	257	299	323	346
	人日/月	3,648人日	4,229人日	4,569人日	4,894人日
保育所等訪問支援	人/月	18	26	30	33
	回/月	25回	34回	40回	44回
障害児相談支援	人/月	76人	87人	94人	100人

- 障害のある人の多様なニーズに対応するため、サービス提供基盤の確保に努めます。特に、強度行動障害など重度障害のある人、医療的ケアの必要な人などに対応できる事業者の参入について積極的に取り組む必要があることから、大阪府や近隣自治体と連携し、専門的な人材の養成・確保、事業所の確保に努めます。
- 福祉サービスの利用について、どの事業所が良いのかわからない人やどんなサービスがあるのか知らない人が多くなっており、相談支援事業所の確保や相談支援専門員の質の確保に加え、相談機関同士の連携促進、相談支援事業利用促進を図ります。
- 障害のある子どものライフステージに応じて一貫した効果的な支援を身近な地域で提供するため、母子保健事業等を含めた障害の早期発見体制を強化するとともに、児童発達支援センターを拠点として事業者等と緊密な連携を図り、重層的な障害児支援体制の整備に努めます。

4 推進体制と進行管理

- 計画の着実かつ効果的な推進を図るため、庁内の関係各課の連携を一層強化するとともに、医療機関、保健福祉機関、教育機関・雇用・就労機関等の相互協力のもと、推進します。また、障害のある人についての理解啓発や地域での見守り、交流等を進めるため、当事者団体をはじめ、地域団体やボランティア・NPO等関係団体などとの一層の連携強化を図ります。
- 障害福祉サービスの充実にあたっては、サービス提供事業所をはじめ、多様な関係機関との連携が不可欠となります。泉南市自立支援協議会との連携を強化し、計画を推進します。また、障害のある人の地域生活での支援をより一層充実させるために、泉南市自立支援協議会の機能強化に努めます。
- 関係機関やサービス提供事業者等を構成員とする「泉南市自立支援協議会」を通じて、計画の進捗管理や点検・評価、必要に応じて事業の見直し等を検討し、実施することで、本計画を推進します。



第7期泉南市障害福祉計画・第3期泉南市障害児福祉計画（概要版）

発行：令和6年(2024年)3月

泉南市 福祉保険部 障害福祉課

〒590-0592 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号 TEL：072-483-8252 FAX：072-480-2134

【表紙の作品】有田 京子

1990年大阪府泉南市生まれ。生後間もなくダウン症と診断される。泉南市のリバースクール、幼稚園・小学校から府立岸和田支援学校中学部に進み「絵を描く楽しさ」を教わる。

2009年、高等部卒業後、泉佐野市のアトリエ活動を中心とした障害者就労支援通所施設に入り、日々、点描をトレードマークにした作品に取り組んでいる。その作品は大阪府知事賞のほか、数多くの障害者アート展などで入賞している。